

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）における代用計画の作成について

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）は、令和 8 年度からの実施に伴い、第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画において計画策定（**3 ページ参照**）しましたが、このたび国の計画策定に伴う「基本指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が令和 7 年 9 月 1 6 日の国の通知により改定されました。改定の概要については、以下のとおりです。

- ①基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。 ← **現計画にて策定記載済み**

- ②基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。 ← **現計画にて未記載**

上記②について、計画上位置づけをする必要があるが、今回国通知において子ども・子育て支援事業計画を変更し必要な事項を盛り込むことが困難な場合には「代用計画」によることが可能とされ、国通知で参考様式が示されている。

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制とは）

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）は 0 歳から満 3 歳までを対象とした制度のため、利用者が児童の満 3 歳到達以降に保育施設等を利用希望した場合に、スムーズに移ることができるよう施設、事業者間の連携・接続の推進や、利用者へ情報を周知すること。

なお、当市は令和 8 年度からの乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）実施に向け事業者の選定などを行っている段階で、現時点で事業者と教育・保育施設との連携といった具体的な方策の策定が困難である。

（今回の取扱い）

国から計画変更が困難な場合は「代用計画」によることが可能と参考様式も示されていることから、代用計画を策定することで対応したい。

なお、子・子計画は R 9 年度に中間見直しを行うため、今回代用計画とする事業者と教育・保育施設間の連携体制などを検討して、子・子計画に反映することとしたい。

代用計画（案）

（別添1）参考様式

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

小樽市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

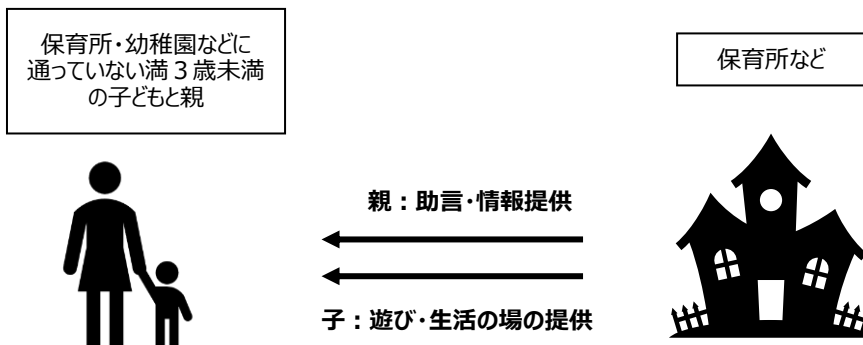
- 乳児等通園支援事業は、対象となる年齢が満3歳までであることから、利用児童の満3歳到達後については、地域の教育・保育施設と連携して受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有できる体制を整備する。
- 乳児等通園支援事業利用児童の満3歳到達後における幼稚園及び認定こども園（教育部門）の満3歳児クラスの利用について、円滑な利用ができるよう支援する。

※参考（現在の計画）

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもとその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業



対象		事業目的				
保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子どもとその保護者		全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化します。				
実施内容・確保方策（提供体制）						
・令和7年度は、本市における事業の実施体制など課題の整理を行い、令和8年度からの本格実施に向けた準備等を進めます。						
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	需要量の見込み 延べ利用人数/年	0	2,376	2,376	2,376	2,376
	確保方策（提供体制） 延べ利用人数/年	0	2,376	2,376	2,376	2,376
1歳児	需要量の見込み 延べ利用人数/年	0	2,112	1,848	1,584	1,584
	確保方策（提供体制） 延べ利用人数/年	0	2,112	1,848	1,584	1,584
2歳児	需要量の見込み 延べ利用人数/年	0	1,584	2,112	1,584	1,584
	確保方策（提供体制） 延べ利用人数/年	0	1,584	2,112	1,584	1,584

・需要量の見込みは、国が示した手引きを基に年間延べ利用人数で算出しています。